

手数料に関する規則の一部改正について

1. 手数料に関する規則(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 DVP参加者は、DVP決済手数料を当社に納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する<u>事業年度中</u>の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を30円未満に変更することができる。</p>	<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 DVP参加者は、DVP決済手数料を当社に納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する<u>営業年度中</u>の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を30円未満に変更することができる。</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。